

南摩ダム・湯西川ダム・ハツ場ダム

ムダなダムをストップ！！

事務局だより No. 40 2012年9月18日 ムダなダムをストップさせる栃木の会

【ムダなダム裁判】

☆ 対栃木県知事・3ダム訴訟・控訴審

(平成23年(行コ)第169号) 東京高裁第4民事部

次回期日は2012年10月22日(月)15:00～弁論準備

2012年1月21日(月)15:00～弁論準備

被控訴人は国に依頼して必要な資料を

証拠としてできるだけ出して欲しい・・・裁判所

8月9日の進行協議の状況

大木一俊弁護士による《栃木・3ダム訴訟控訴審の報告》

- 1 東京高等裁判所第4民事部・弁論準備
2012年8月9日午後3時～3時25分・16階ラウンドテーブル
- 2 出席者
裁判所—小池裕裁判長・浅見左陪席
控訴人側—大木、高橋、若狭、浅木、服部(以上代理人)、野崎(復代理人)、嶋津、高橋比呂志(控訴人)
被控訴人側—谷田、平野、船田、白井、外指定代理人数名
- 3 内容
 - (1) 提出書面等
控訴人ら提出の準備書面4(洪水調節便益計算)及び同5(洪水調節効果の減衰)陳述、甲A11～12、甲B150～202の2、甲C88を取り調べる。
 - (3) 今後の予定
控訴人
控訴人は、今回、ハツ場ダムに関する①現行モデルの検証の準備書面を予定していたが、国交省では公表されている流量データと違うものを使用していることが判明したので、情報公開請求して、検討中なので、間に合わなかった。次回には、その準備書面と②地滑りに関する準備書面、及び③南摩ダムの利水に関する準備書面を予定している。
なお、思川開発事業の検証過程で、これまで控訴人らが主張していたことだが、栃木県の利水参

画が水道法の認可を受けていないことが問題にされている。③の準備書面では、その点に関しても主張をする予定である。鋭意努力しているが、次回には①～③全部を提出できないかもしれない。

浅見主任

そうすると、次々回までには、一応、控訴人側の主張は一応終了するということか。被控訴人側では、今回の書面を含めて、反論はどうか？

被控訴人

控訴人の主張はまだ続くというので、一段落した後で、まとめて反論したい。

浅見主任

ところで、他の訴訟はどうなっているのか？

控訴人

東京訴訟が最も進行が早く、その他の訴訟はそれを後追いの形で進行している。本件訴訟は、八ッ場ダムだけでなく、2つのダムをも問題にしている論点が多いので、訴訟進行は最も遅い。

東京訴訟では、8月7日に利水に関する嶋津証人、治水に関する関証人の尋問を行った。そして、控訴人側は、利水に関する都側の証人、学術会議の小池委員長、治水に関する国土交通省の担当者等7名の証人申請をしたが、全て却下されたので、忌避を申し立てた。

なお、他の訴訟では、東京訴訟の資料を使用することもあって進行協議期日を重ねている。

浅見主任

この段階で行政庁の参加申立をした訳はどこにあるのか？

控訴人

申立書にもあるとおり、控訴人側の主張では勿論、原審の判断の枠組みでも、程度の差はあれ、各ダム事業の合理性等が問題になる。前回、裁判所からの資料提供の要望に対し、被控訴人は事業主体ではないので資料等はなく、主張等に限界があるということを述べた。そこで、十分な審理を行うためには、国の参加が必要と考えた。

被控訴人

治水問題については住民訴訟としての判断の枠組みとしては、各ダム事業の内容の合理性にまで、審査を行う必要はないと考えている。もし、必要があるというのであれば、県には合理性を立証する資料も能力もないので、事業主体である国にお出まし願うしかないが、その必要はないというのがこれまでの被控訴人の主張である。なお、行政庁の参加は、原告側の主張、立証のためではなく、行政庁側主張、立証のためのものであり、被控訴人が必要でないと考えているのに、控訴人側から必要だといわれる筋合いはない。ただ、職権でどうかという問題はあるが。

浅見主任

判断の枠組みが問題になるので、裁判所としても、その点について検討した上で、双方に具体的な主張の補充をお願いすることになるかもしれない。被控訴人には、できるだけ、国に依頼して必要な資料については、証拠として提出をお願いしたい。

裁判長

4月に変わったばかりで、みなさんの後追いをしており、この8月に記録を読む予定である。

主任が言ったように、控訴人側の主張もあと2期日で一応終わるとのことなので、裁判所としても、判断の枠組みを検討しなければならない。せっかくこの合議体で審理しているので、結論もこの合議体でできるようにしたい。判断の枠組みを検討するに当たって、釈明をするような場合には、公平性を欠いてもいけないので、両当事者に同じように伝わるようにしたい。

(4) 今後の日程

次回弁論準備期日を10月22日(月)午後3時、次々回を2013年1月21日(月)午後3時として指定する。

進行協議の状況は以上

思川開発の怪

思川開発事業に参画する自治体の必要水量の算出を早く提出せよ！

南摩ダムに関する検討の場で検討主体側から栃木県に指摘

6月29日に開かれた国土交通省関東地方整備局と水資源機構による「南摩ダムに関する検討の場・第3回幹事会」で、栃木県から水需要予測の資料が出ていないことが再三指摘された。

本来は、水需要があつて、水道計画が作られ、その計画を実現するために負担金を払ってダム事業に参画する、という流れのはずだが、南摩ダムの栃木県の場合、水需要も水利用計画もないまま、まずは参画ありきだったことが白日の下にさらされた。(p6の新聞記事参照)

この《思川開発の怪—利水根拠不在問題》に関して、
栃木県の水道問題に詳しい早乙女正次さん(元県企業局職員)に解説をお願いした

使うあてがないのに栃木県はなぜ

思川開発事業に参画しているのか

早乙女 正次

はじめに一栃木県が思川開発に参画している水道水について

栃木県は思川開発に水道水として毎秒0.4立方メートル確保していますが、国土交通省から水道の計画がないので早急に作成するようとの指摘を受けています。水道の計画とはなになのか、あまりなじみがないと思いますが栃木県全体の基本計画から思川開発関連の水道計画まで簡単に説明したいと思います。

なお、これからの説明ではこの思川開発に県が確保している水道水の事業計画の名称を、仮に「(仮称)県南水道用水供給事業」、略して(仮称)県南水道としておきます。

となると、さらにこの名称の説明まで必要となり、特に最後に付いている水道用水供給事業ってなんだろうということになります。これは市町村が運営している水道事業に水を売る事業、つまり商売に例えるならば、市町村に水道水を卸している卸売り事業ということです。つまり、直接家庭には市町村から小売りするが、水道用水供給事業から家庭には直接売らないということになります。

市町村が運営する水道事業、卸売りの水道用水供給事業どちらも、広い意味で水道事業といっていますので、これから説明する水道事業はこの広い意味と解釈して下さい。区別が必要な時にのみ水道用水供給事業と明記します。

1. 水道事業認可

水道事業を新たに作るためには、国又は県の事業認可というものが必要になります。15年から20年程度の先まで見越した水道水の量の見通し(水需要見込み)、水道水の水源は地下水か川の水か(水源の決定)、またその水質はどうか等を調査し決定します。その上で、水道水として使用するためにはどんな水の処理方法が必要か、水源から家庭までの水道の施設をどうするか、そしてこれらの概算費用を算定し水道料金がどの程度になるか等を想定します。

これが水道の事業認可ですが、規模によって県の認可となるか国の認可となるか異なってきます

が、今回の思川開発に確保している水道事業なら国の認可、つまり厚生労働省の認可が必要となります。

(仮称) 県南水道では、供給先となる市町はどこか、個々の供給量はどのくらいかを決めておく必要があります。このためには、市町毎の水需要がどのくらいになるか将来の見通しを検討します。

さらに、浄水場から個々の市町までの水道水を送る水道管の太さ、そこまでの概算距離などを想定します。

水道事業の広域化では、水道料金の低減化のために国の補助金が出ます。この補助金をもらうためには、次に説明する県全体の計画である「栃木県水道基本構想」、この下位計画で地域ごとに策定する「〇〇地域広域的水道整備計画」というものが必要となります。次にこの説明に入りたいと思います。

2. 県全体の水道計画（水道基本構想）

水道基本構想とは、単純に言ってしまうと各都道府県が定める都道府県単位の水道の整備に関する基本的な構想ということです。目的は、市町村が個々に経営する小規模な水道事業から、規模の大きい広域の水道事業へ転換し、維持管理や経営の安定化を図ることとしています。具体的な内容は下記のようになります。

- ・ 地域の水道に係る諸条件の概要
- ・ 水道の現況
- ・ 圏域の区分（設定）
- ・ 水道水の需要と供給の見通し
- ・ 水道整備の基本方針
- ・ 水道整備推進方策及びその年次計画

2008年には、厚労省から、現状分析、評価、将来像の設定、目標の設定、実現方策の検討といった事項を追加見直すことが望ましいとしています。

栃木県では、1983年度に2000年を目標年度に栃木県水道整備基本構想が策定されています。

圏域の設定については、那珂川、鬼怒川、渡良瀬川流域の流域毎に、県北、県央、県南の三つの圏域を設定しています。

この圏域毎に広域的水道整備計画を策定することになってはいますが、これまでに策定されたのは、県央地域の県央地域広域的水道整備計画だけです。

さすがに、策定から30年近く経ち、目標年度から10年以上も過ぎていることや、思川開発に関連した県南地域の広域的水道整備計画が策定されていない等から、見直しが必要な段階に来ています。

実は、基本構想が策定された経緯は、県全体の計画というよりは県央地域の鬼怒水道用水供給事業に対する補助金を目的に作ったようなものです。したがって、栃木県全体の将来を見据えた計画とは言い難く、実質的には本県には県全体の水道計画はないといっても過言ではないと思います。

3. 思川開発との関連

では、思川開発に計画されている栃木県分の水道はどうなるのでしょうか。

この計画を具体化するためには、栃木県水道基本構想を見直し、県南地域広域的水道整備計画を新たに策定し、整備計画の中に(仮称) 県南水道を重点事業として位置づけ、この事業認可を取ることが必要です。

この県南地域広域的水道整備計画を策定するためには、この県南圏域の全ての市町村からの要請により策定する必要があります。水道事業は、市町村が主体ですので、県が市町村を無視して勝手

に作ることはできません。県南圏域の全ての市町ということは、思川開発に無関係の足利市、佐野市なども含まれます。

これらの計画がないと本当はダムに参画することも、国からの補助金等も貰えないはずですが、(仮称) 県南水道に対しては計画が無いのに思川開発に参画し、補助金等が出ています。これは、広域的水道整備計画が策定され、水道事業の認可が申請されるまで暫定的な措置としているもので、早急にこれらの計画を策定する必要があります。

でも、広域的水道整備計画は白紙の状態、つまり市町からの要請もなく、具合的な(仮称) 県南水道の水道事業計画も全くありません。栃木県が思川開発に参画している毎秒0.4立方メートルの各市町毎の使い道すら決定されていないのが現状です。

そんなわけで、国交省から早急に具体化するよう要請があったのではないのでしょうか。

4. 最後に個人的な感想…

最後に私個人の感想を述べてみたいと思います。

思川開発に水道水を確保しているのに、計画も作らないなんて変だと思いませんか。

水道水が不足している、あるいは今後不足すると予想されるから、今後のために水道水を確保すると考えるのが一般的です。

栃木県では、一人あたりの使用水量が減少あるいは横ばいの傾向にあります。また、人口は今がピークで、今後減少していきます。ということは、水道水の需要は今後減少することはあっても増えることはないということです。

水道水の水源が不足しているから思川開発で確保しているのでしょうか。それも無いと思います。県南地域全体でも不足していないし、個々の市町でも不足はしていません。

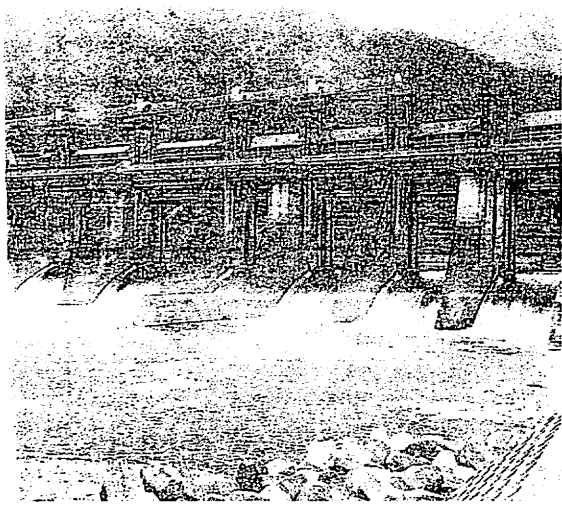
県南地域には、渡良瀬川の草木ダムに佐野市が水道水として確保している毎秒0.3立方メートル、同じく足利市が工業水道水として確保している毎秒0.3立方メートルという利用されていない水源まであります。思川開発で想定されている市町よりは下流になりますが、いざとなればなんとか使える水です。

というわけで、あまり必要性が感じられないのですが…。

苦肉の策として、県南地域は水道水の水源は大部分が地下水なので、危機管理から水源の種類はいろいろあった方がよいから、水源の一つとして河川水も使ったほうが良いという理屈で確保しています。

思川にダム開発計画があり、このダムで水道用水を確保できるが、これが最後のダムになるんだけど、どうします…。最後のダムじゃ取りあえず確保しておこうか、てなとこから始まったのではないのでしょうか…。

↓ 全国初の荒瀬ダム(熊本県)の撤去 2012年9月1日 毎日新聞(夕刊)



熊本の荒瀬ダム撤去工事始まる

河川法上初

2012/9/1

河川法で定義されたダム(高さ15以上)では全国初となる熊本県宮荒瀬ダム(同県八代市)の撤去工事が1日始まった。県はダムがある球磨川の清流復活を目指し、18年3月まで6年かけて撤去する。事業費は約88億円で、うち19億円の国負担を見込む。

撤去は1日午前8時、地域の生活道路でもあったダム管理橋の封鎖が始まった。施工業者の現場責任者の合図で、作業員が鉄パイプの柵を管理橋の両端に並べた。当面は資材置き場の整備など本格着工に備えた準備工事が続く。

現場には清流復活を求め、長年ダム撤去を要望してきた地元住民らも訪れた。02年、合併前の旧坂本村議会に地元の前請願を提出した元村議、元村順宣さん(75)は管理橋の欄干に酒をかけて別れを告げた。「発電用ダムとしての県の発展に寄与してくれたのも事実。ありがとうと伝えた。工事が無事終わって昔の美しい川に戻ったらうれい」と話した。県は上下流9地点を中心に環境モニタリング調査も行う。【取違剛/写真も】

水需要の検証「保留」

県、必要資料提出できず

南摩ダム

市民団体「使うあてない水」

民主党政権が打ち出したダム見直しで、鹿沼市の思川開発(南摩ダム)事業の水需要に関する検証の一部が「保留」になっている。国土交通省関東地方整備局(関東地整)と水資源機構が本県に対し、思川開発の水をどのように使うのか、具体的に確認できないと資料の追加提出を求めているためだ。背景には、本県が県南の2市3町に水を供給する「水道用水供給事業」の計画を立てていないことに問題があるようだ。(加藤寛)



思川開発(南摩ダム)事業の水需要の検証の一部が「保留」となった「検討の場・第3回幹事会」=6月29日、さいたま市

断面とちぎ

「われわれは今、思川開発の検証をしている。思川開発に関する資料を提出してもらいたい」。6月29日、さいたま市で開かれた「検討の場・第3回幹事会」。関東地整の担当者は繰り返し、本県の担当者が必要資料の提出を迫った。

2012年7月27日
下野新聞 →

「われわれは今、思川開発(南摩ダム)の検証をしている。思川開発に関する資料を提出してもらいたい」。6月末、さいたま市で開かれた「検討の場・第3回幹事会」。国土交通省の担当者が本県の担当者に対し、繰り返し「検討の場」を繰り返して、資料を提出してもらいたい。幹事会ではダム事業を推進してきた国と都県が出席し、形式的な検証が続いている。公

社会部343

水需要の徹底検証を

は、本県が基本的な検証項目すらクリアできず、さすがに見逃しできなかったのだろう。原因は思川開発の水をどのように使うか、本県がいまだに計画を立てていないため、水需要予測など基本的データを示せなかったことにあるようだ。根拠不明の水需要に、

本県は思川開発に水道水の卸業者として参画。栃木、下野の2市と壬生、岩舟、野木の3町に水を供給する。が、検証に必要な水需要予測に関しては本県、鹿沼市、小山市、

Q&A

思川開発事業(南摩ダム) 鹿沼市の南摩川に南摩ダムを建設して洪水調整を行うとともに、黒川大淵川を地下トンネルの導水路で結び水資源開発を行う。毎秒2.984立方メートルの水道用水の供給が可能で、利水者として本県、鹿沼市、小山市、

古河市(茨城県)、五霞町(埼玉県)千葉県北千葉広域水連合企業が参画している。本県の配分は毎秒0.4003立方メートル。総事業費は約1850億円。2011年度末時点で約8009億円を使った。事業工期は15年度末。現在、事業機軸の是非を検証中で、本体工事と導水路は未着工。

県生活衛生課の担当者「県が川から水をくみ、浄水して水道事業体(市町)に売る。しかしどこでどうやって水をくみ、どこでどう水を送るかなどは分からない。責任を持って話せる具体的なものは」と説明する。ダム事業に反対する水資源問題全国連絡会の嶋津陣之共同代表は「今回の検証は改めて、思川開発で得た水を使うあてがないことを浮き彫りにした。栃木県は水を得るために約60億円負担する。県の税金を使って事業

県内の利根川水系全体の資料を提出しただけで、思川開発に関するデータを出さなかった。本県の担当者は幹事会で「市町から要望水盤を聞いて、それを基に事業に参画している」と説明する。

思川開発に参画する事業者のうち、本県だけ水道事業または水道用水供給事業の認可を受けず、計画もない。

に参加しているだけというのには許されない。撤退すべきだ」と批判する。

検証開始から既に1年半余り。水資源機構は「目的は必要量の算出が妥当かを調べる」と。栃木県には水をどう使うかが分かる明確な資料をお願いしたい。一方、県砂防水資源課の担当者は「水需要予測のような試算はない。どのレベルのものを出せるのか、国と協議して検討する。場合によっては相当の時間を要する」と話し

2012年8月20日 下野新聞 ↑

TOKYO

【栃木】

知事や鹿沼市長らに 撤退求め申し入れ

2012年8月29日

鹿沼市の思川開発(南摩(なんま)ダム)について、「ムダなダムをストップさせる栃木の会」など三つの市民団体は二十八日、事業からの撤退などを求める申し入れ書を福田富一知事や佐藤信市長らに提出した。

福田知事宛ての申し入れ書では、開発水を使用することになっている二市三町(栃木、下野市、壬生、野木、岩舟町)の水需給計画の点検・確認をしていないなどと指摘。「事業に参画して水源を確保しても、使うあてがない」とした。

佐藤市長への申し入れ書では、既に廃止された市総合計画を基に水道事業計画の推計値などを算出しており、根拠を欠いていると指摘。「過大な水需要予測で、水道事業計画を推進することは許されない」としている。

県庁で会見した同会副代表の大木一俊弁護士は「今後、大量の費用を負担するより、今の機会に撤退するのが賢明」と訴えた。申し入れ書では、知事は三週間、市長は二週間以内に今後の対応や見解を回答するよう求めている。

思川開発は二〇〇九年、民主党政権がダム事業などの見直しを打ち出して計画が一時凍結。現在は、国や水資源機構、関係自治体でつくる「検討の場・幹事会」で事業継続の是非を協議している。(磯谷佳宏)

↑ 2012年8月29日 東京新聞 (Web)

2012/8/29 下野

「思川開発撤退を」 県や鹿沼市にダム反対市民

国が建設の是非を検証している鹿沼市の思川開発(南摩ダム)事業について、「ムダなダムをストップさせる栃木の会」など県内三つの市民団体は28日、本県と鹿沼市に同事業から撤退するよう申し入れた。思川開発に関

わる東京、埼玉、千葉、茨城の4都県の市民団体も同日までに、それぞれの都県に撤退など



本県などに思川開発事業からの撤退を申し入れた後、記者会見に臨む市民団体代表ら＝28日午後、県庁記者クラブ

2012年8月29日 下野新聞→

思川開発事業からの撤退を求め県知事に申入書を提出した後、記者会見に臨む(右から)広田さん、大木弁護士、高橋さん(栃木の会)と茨城、埼玉、千葉の方々。

の申し入れ書を一齐に提出した。

各団体が同日夕、県庁で記者会見した。栃木の会副代表の大木一俊弁護士は、6月末に開かれた国の検証会議で、本県が水需要に関する資料を提出できなかった点を挙げ「提出できないのは利水計画がしっかりしていないから。撤退した方が賢明だ」と強調した。

県内の3団体が本県に提出した申し入れ書によると、「本県は思川開発に参画して水源を確保しても使うあてがない」と指摘。さらに「思川開発に参画する前に(日光市の川治ダムを水源とする)鬼怒工業用水などの未利用水利権を転用するべき」と主張する。

鹿沼市に対しては①水源が不足していない②根拠となる総合計画や水道事業計画が存在しないなどとして、「参画の理由がない」と指摘している。

思川開発事業から撤退せよ・・・

県知事に申入書提出・関係都県の市民団体が栃木県庁で合同記者会見

ムダなダムをストップさせる栃木の会、思川開発事業を考える流域の会、ダム反対鹿沼市民協議会は8月28日、連名で栃木県知事、鹿沼市長あてに【思川開発事業からの撤退を求める申入書】、国土交通省関東地方整備局長あてに【思川開発事業の検証にかかる検討のやり直しを求める申入書】を提出した。茨城県の水問題を考える市民連絡会、ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会、ダム問題を考える千葉の会、ハッ場ダムをストップさせる東京の会もそれぞれ栃木の会に同調し、8月に各都県の知事にあて、「南摩ダム事業からの利水撤退と同事業の治水負担金の支出停止を求める要請書」を提出したので、栃木県庁記者クラブで合同の記者会見を行った。(新聞記事参照)

回答期限は3週間後の9月18日。

申入書に対する県知事からの回答

回答期限の9月18日現在、栃木県知事からの回答は届いていないが、担当者に問合せたところ、今日中に郵便で出す予定とのこと。関東地方整備局長からの回答は未着。鹿沼市長からの回答は期限の2週間が過ぎているが未着。

南摩ダム建設予定地で自然観察会

ヤマナシ収穫祭

南摩のシンボルツリー・ヤマナシの木の下で

南摩ダムの自然の復元・地域再生について考えて見ませんか

日 時:10月27日(土) 午前9時～(小雨決行)

集 合:鹿沼市上南摩室瀬バス停付近

持ち物:昼食、飲み物、観察用具適宜

主 催:ムダなダムをストップさせる栃木の会・思川開発事業を考える流域の会
日本野鳥の会栃木県支部・水環境条例制定ネットワーク

総会のお知らせ

ムダなダムをストップさせる栃木の会の総会を開きます。できるだけ多くの会員の参加をお待ちしています。

日 時:9月25日(火) 18時より

場 所:栃木県弁護士会館

ムダなダムをストップさせる栃木の会

事務局:小山市城東2-10-22

TEL:0285-23-8505

FAX:0285-22-5608

年会費:3,000円

郵便振替口座:00140-1-500609